

新		旧		備考
輸出手形保険手続細則		輸出手形保険手続細則		
平成13年4月1日 01-制度-00029 沿革 (略) <u>平成24年9月24日 一部改正</u>		平成13年4月1日 01-制度-00029 沿革 (略)		
第1条～第22条 (略)		第1条～第22条 (略)		
附則 (略) <u>この改正は、平成24年10月1日から実施する。</u>		附則 (略)		
別表1～別表2 (略)		別表1～別表2 (略)		
別表3 (第13条関係) 約款第3条のてん補危険の場合の提出書類		別表3 (第13条関係) 約款第3条のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. ～6. (略)		1. ～6. (略)		
7. 「輸出手形保険運用規程(平成13年4月1日01-制度-00035)」(以下、「運用規程」)第1条～第4条の2(買取基準等)への合致を確認で	以下に掲げる本邦からの輸出・決済を確認できる書類 (1) ～ (2) (略) (3) 船積の内容等を確認できる書類の写し(運用規程第1条から第4条の2に合致するもの) ①船荷証券、航空運送状等の写し i) 当該証券又は運送状を発行する運送業者が、 <u>運用規程第2条第1項第2号の定め</u> に合致しているこ	7. 「輸出手形保険運用規程(平成13年4月1日01-制度-00035)」(以下、「運用規程」)第1条～第4条の2(買取基準等)への合致を確認で	以下に掲げる本邦からの輸出・決済を確認できる書類 (1) ～ (2) (略) (3) 船積の内容等を確認できる書類の写し(運用規程第1条から第4条の2に合致するもの) ①船荷証券、航空運送状等の写し i) 当該証券又は運送状を発行する運送業者が、 <u>貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)</u> に基づく	

<p>きる書類</p>	<p>と</p> <p>ii) 荷受人が手形取立銀行であること</p> <p>(船荷証券、または複合運送証券が全通あり、証券と引替えに貨物の引き渡しを行う場合を除く)</p> <p>②商業送り状(インボイス)の写し</p> <p>③海上保険証券等の写し(信用状付きの荷為替手形の場合を除く)</p> <p>④輸出許可通知書の写し</p> <p>税関申告後、税関許可を取得しているもの</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p>	<p>きる書類</p>	<p><u>利用運送事業者であること</u></p> <p>ii) 荷受人が手形取立銀行であること</p> <p>(船荷証券、または複合運送証券が全通あり、証券と引替えに貨物の引き渡しを行う場合を除く)</p> <p>②商業送り状(インボイス)の写し</p> <p>③海上保険証券等の写し(信用状付きの荷為替手形の場合を除く)</p> <p>④輸出許可通知書の写し</p> <p>税関申告後、税関許可を取得しているもの</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p>	
<p>8. ~12. (略)</p>		<p>8. ~12. (略)</p>		
<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p>		<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p>		